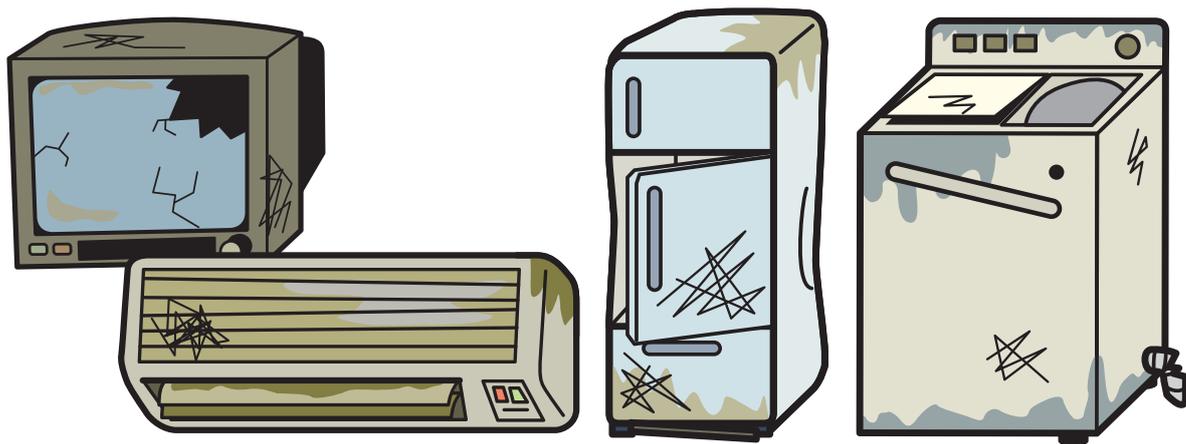


下記のものは町で収集しませんので、排出者の責任において適正に処理してください。なお、その際にかかる費用は排出者の負担となります。

家電リサイクル法対象製品

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン



排出方法

次の①～③のいずれかの方法で排出ください。

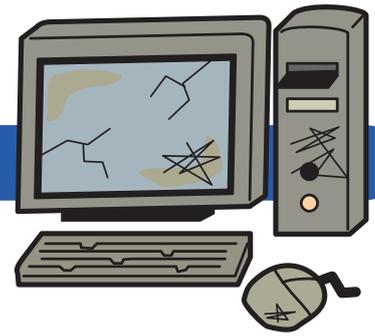
- 1 購入したお店または、購入するお店に引き取ってもらう
- 2 家電小売店または町許可業者に引き取りをお願いする
 - 町許可業者については、役場へお問い合わせください
- 3 メーカー引き取り場所へ自分で持ち込む

手順 1 郵便局で再商品化料金を振り込み、「**払込証明書**」と「**家電リサイクル券**」を受け取る

手順 2 「**家電**」と「**払込証明書**」「**家電リサイクル券**」をメーカー引き取り場所へ運ぶ

【メーカー引き取り場所】※メーカーによって異なります	
家電メーカー	メーカー引き取り場所（持ち込み場所）
日本ビクター、東芝、ダイキン、パナソニック（松下電器）など	(株)馬場本商店 函館市西桔梗町112-2 TEL 0138-49-6668
三洋電機、シャープ、ソニー、パイオニア、日立、三菱電機など	日本通運(株) 函館市万代町18-12 TEL 0138-43-7772

パソコン



排出方法

- 手順 1** お持ちのパソコンメーカーのリサイクル受付へ申し込む
- 手順 2** メーカーより送付される振込用紙にてリサイクル費用を支払う
(PCリサイクルマークのついている製品は、リサイクル費用は不要です)
- 手順 3** メーカーより「エコゆうパック伝票」が送付される
- 手順 4** パソコンを簡易包装し、「エコゆうパック伝票」と一緒に郵便局の小包窓口に出す

処理が困難なもの、有害性・危険性のあるもの

- 処理が困難なもの
タイヤ、ピアノ、ドラム缶、屋外用ホームタンク、コンクリート片、など
- 有害性危険性のあるもの
劇薬・毒薬などの薬品類及びその容器、ガスボンベ、消火器、塗料など

処理方法 販売店、取扱業者または処理業者へ依頼してください。

医療器具（在宅医療で使用した医療器具）

処理方法 医療機関にご相談ください。

事業活動に伴うゴミ（漁業や自営業に伴うゴミも含まれます）

処理方法 一般廃棄物及び産業廃棄物処理業者に依頼してください。